2020年9月3日発行

宮城労働局メールマガジン

—— 目 次 一

≪局長だより≫

≪お知らせ≫

- 1.「雇用調整助成金」の申請期限が延長されました
- 2. 働き方改革推進支援助成金(テレワーク特例コース)の2次募集について
- 3. 失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変わりました
- 4. 『見える』安全活動コンクールの取組を募集中

≪局長だより≫

宮城県内の雇用情勢は、コロナ影響でまだまだ厳 しい状況が続いていますが、7月の有効求人数が 40,755人と2か月連続で前月を上回りました。求職 者の増のほうが大きいため、有効求人倍率としては 1.17倍と前月より低下したものの、今後も求人が持 ち直していくことに期待したいです。

県内事業所には雇用調整助成金(雇調金)を活用して雇用を維持していただきたいとお願いしているところ、8月末までの県内での雇調金の申請件数は1万7千件余で、うち9割近くを支給決定しており、労働者数で10万人を超える雇用維持に役立っていると考えています。さらに、雇調金の申請期限が延長されたところです。

様々な事情で休業手当を受け取れない労働者に対 する休業支援金・給付金は2600件余の申請に対し、 1500件余りを支給決定したところです。

今後も迅速処理に努めてまいります。

1.「雇用調整助成金」の申請期限が延長されました

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主 に対する雇用調整助成金の申請期限について、判定 基礎期間の初日が1/24~6/30までの<u>申請期限が9月</u> 30日までに延長されました。

また、事業主の指示により休業し、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取ることができない中小事業主の労働者を対象とした新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請についても受付を開始しています。申請書には事業主記載欄がありますので、従業員から依頼があった際はご協力をお願いいたします。(事業主におかれては、まずは休業手当の支払いを前提とした雇用調整助成金の活用をお願いいたします。)

【お問合せ先】

- · 雇用調整助成金 職業対策課 (022-299-8063)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給 付金

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター (0120-221-276)

2. 働き方改革推進支援助成金(テレワーク特例コース)の2次募集について

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主の皆様を対象とした「働き方改革推進支援助成金(テレワーク特例コース)」について、申請の2次募集が開始されました。

交付申請期限: 令和2年9月18日まで

事業実施期間:令和2年4月7日~交付決定の日から1

か月

支給申請期限:令和2年12月4日まで

【助成対象の取組】

テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労 使協定等の作成・変更など

【支給額】

補助率1/2、1企業当たりの上限額:100万円

〇この助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

【お問合せ先】 テレワーク相談センター(0570-550348)

3. 失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変わりました

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした 日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12 か月以上(特定受給資格者または特定理由離職者は 、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算し て6ヶ月以上)あることが必要です。

この「被保険者期間」の参入方法が令和2年8月1 日以降は、以下のとおり変わりました。

改正前→「離職日から1ヶ月ごとに区切っていた 期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある 月を1か月と計算。

改正後→「離職日から1ヶ月ごとに区切っていた 期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある 月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が 80時間以上ある月を1ヶ月として計算。

今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方に関する「離職証明書」を作成する際は、「9欄」と「11欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「13欄」に記載してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagiroudoukyoku/content/contents/000691166.pdf

【お問合せ先】職業安定課(022-299-8061)

4. 『見える』安全活動コンクールの取組を募集中

厚生労働省では、毎年、安全活動に熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目される運動「あんぜんプロジェクト」の一環として、「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。

「見える」安全活動とは、危険、有害性について、通常は視覚的に捉えられないものを可視化(見える化)すること、また、それを活用することによる効果的な取組であり、安全活動を企業価値(安全ブランド)の向上に結びつけ、労働災害防止に向けた気運を高めることも狙いとしています。

コンクールの応募期間は本年8月3日~9月30日となっており、労働災害防止に向けた事業場・企業の取組事例を募集・公開し、国民の皆様からの投票等により優良事例を選びます。

既に安全活動の見える化に取り組まれている皆様の積極的な応募をお待ちしているとともに、これからとお考えの事業場の皆様におかれては、本コンクールを契機に、「見える」安全活動の導入、労働災害のない職場づくりへの取組をお願いします。

●令和2年度「『見える』安全活動コンクール

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html

●あんぜんプロジェクト リーフレット

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2020.pdf

【お問合せ先】 健康安全課(022-299-8839)

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagiroudoukyoku/1/140/141_2020.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile? ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、 臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信され

た場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。

- ・ 当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用 となっており、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局(雇用環境・均等室)

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834 宮城労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/